

根拠法令	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（第6条、第14条） 移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準	担当課 担当係	建築安全推進課 建築指導係 0742-27-7574						
制度の概要	<p>高齢者、障害者等の日常生活及び社会生活における移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図る。</p> <p>建築主等は、一定規模以上の特別特定建築物を建築しようとするときは、建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。</p> <p>この規定は、建築基準法に基づく建築確認において審査を受ける。</p>								
対象地域	県内全域								
規制内容	<p>1 「建築物移動等円滑化基準」への適合義務等</p> <table border="1" data-bbox="392 786 1394 1227"> <thead> <tr> <th data-bbox="392 786 651 860">施設の種別</th> <th data-bbox="651 786 1394 860">規制・手続き</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="392 860 651 1115">特別特定建築物</td> <td data-bbox="651 860 1394 1115">特別特定建築物で2,000㎡以上（公衆便所にあつては50㎡以上）の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。）をしようとするときは「建築物移動等円滑化基準」に適合させなければならない。 建築確認において審査を受ける。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="392 1115 651 1227">特定建築物等</td> <td data-bbox="651 1115 1394 1227">「建築物移動等円滑化基準」への努力義務</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 基準適合命令、指導及び助言 所管行政庁は、特別特定建築物が適合義務に違反している事実があると認めるときは、是正するために必要な措置をとるべきことを命令することができる。 また、特定建築物について必要な指導及び助言を行うことができる。</p>			施設の種別	規制・手続き	特別特定建築物	特別特定建築物で2,000㎡以上（公衆便所にあつては50㎡以上）の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。）をしようとするときは「建築物移動等円滑化基準」に適合させなければならない。 建築確認において審査を受ける。	特定建築物等	「建築物移動等円滑化基準」への努力義務
施設の種別	規制・手続き								
特別特定建築物	特別特定建築物で2,000㎡以上（公衆便所にあつては50㎡以上）の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。）をしようとするときは「建築物移動等円滑化基準」に適合させなければならない。 建築確認において審査を受ける。								
特定建築物等	「建築物移動等円滑化基準」への努力義務								
許可等の基準	<p>建築物移動等円滑化基準（令10条） 廊下等、階段、傾斜路、便所、ホテル又は旅館の客室、敷地内の通路、駐車場、移動等円滑化経路、標識、案内設備等の構造及び配置に関する基準が定められている。</p>								
手続きのフロー図	<p>建築確認申請において所要の添付図書、明示事項により建築物移動等円滑化基準に適合しているか審査される。完了検査においても同様に審査される。</p> <p>フロー図については、4 建築確認制度の「手続のフロー図」欄中「2 フロー図」参照</p>								

特別特定建築物一覧表

①	特別支援学校
②	病院又は診療所
③	劇場、観覧場、映画館又は演芸場
④	集会場又は公会堂
⑤	展示場
⑥	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
⑦	ホテル又は旅館
⑧	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
⑨	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
⑩	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
⑪	体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場
⑫	博物館、美術館又は図書館
⑬	公衆浴場
⑭	飲食店
⑮	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
⑯	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
⑰	自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）
⑱	公衆便所
⑲	公共用歩廊

特定建築物一覧表

①	学校
②	病院又は診療所
③	劇場、観覧場、映画館又は演芸場
④	集会場又は公会堂
⑤	展示場
⑥	卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
⑦	ホテル又は旅館
⑧	事務所
⑨	共同住宅、寄宿舍又は下宿
⑩	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
⑪	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
⑫	体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
⑬	博物館、美術館又は図書館
⑭	公衆浴場
⑮	飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
⑯	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
⑰	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
⑱	工場
⑲	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
⑳	自動車の停留又は駐車のための施設
㉑	公衆便所
㉒	公共用歩廊